

平成26年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、初診日を昭和〇年〇月〇日とする脊髄小脳変性症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した請求人に対し、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、提出された書類では初診年月日の確定ができないためという理由により、本件裁定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

第3 当審査会の判断

1 20歳到達日以後に、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)の診療を受けた日(以下「初診日」という。)のある傷病による障害について、当該初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度(1級又は

2級)に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により上記障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができる」とされているところ、その前提として、当該障害の原因となった傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)の前日において、当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある傷病による障害については、「当該初診日の属する月の前々月」ではなく、「当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月。以下、同じ。)までに国民年金の被保険者期間があり(以下「国年被保険者資格要件」という。)、かつ、国年法第30条、第30条の2所定の保険料納付要件(当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち保険料納付済期間(厚生年金保険の加入期間を含む)の月数と保険料免除期間の月数を合算した月数が上記国民年金の被保険者期間の月数の3分の2以上であることという要件)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)附則第20条所定の保険料納付要件(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときという要件)を満たしていることが必要である(以下、これら所定の保険料納付要件を、単に、「保険料納付要件」という。)。なお、20歳到達前に初診日がある場合には、このような国年被保険者資格要件、保険料納付要件の存否は必要とされない(国年法第30条、第30条の2、昭和60年改正法附則第20条第1項、第21条)。

そして、請求人に認められる障害が当該傷病によるものであることは当事者間に争いがないところ、原処分は、上記第2に掲げた理由により本件裁定請求を却

下したのであるから、本件において、最初に検討されなければならないことは、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）がいつかであり、当該初診日における請求人の国年被保険者資格要件及び保険料納付要件の存否である。そして、それらの要件を満たしている場合には、次に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当していないかどうかということになる。

2 本件初診日について判断する。

初診日に関する証明資料は、国年法が、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めていた趣旨からすると、直接それに係る診断を行った医師等ないし医療機関が作成した診断書、若しくは、医師等ないし医療機関が、診断が行われた当時に作成された診療録等の客観性のある医療記録の記載に基づいて作成した診断書又はそれらに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらの要件を満たすものとして「初診日認定適格資料」という。）でなければならないことは当然である。このような観点から、本件で提出されている全ての資料の中から、その作成者ならびに記載内容などから判断して初診日認定適格資料と認められるものをすべて挙げると、① a病院（以下「a病院」という。）b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② c病院（以下「c病院」という。）・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ a病院d科・C医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書、④ 請求人に係る身体障害者手帳、⑤ 請求人に係る再交付された身体障害者手帳、⑥ e病院f科・D医師（以下「D医師」という。）作成の昭和〇年〇月〇日付「御返事」、⑦ D医師作成の昭和〇年〇月〇日付「御返事」、及び、⑧ 請求人に係るa病院g科（診

断医：E）画像診断報告書があり、それより他には存しないところ、これらの各資料（以下それぞれ、「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

資料①によれば、障害の原因となった傷病名として当該傷病が掲げられた上で、傷病の発生年月日は「昭和〇年以前本人の申立て（H〇年〇月〇日）」、そのため初めて医師の診療を受けた日は、「昭和〇年 本人の申立て（H〇年〇月〇日）」、傷病の原因又は誘因は不明、既存障害、既往症はなく、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、小学生～中学生頃から歩行障害が見られ、ふらふらした歩行であり、歩行時の不安定は徐々に悪化し、昭和〇年にa病院h科を受診して、当該傷病と診断され、歩行時のふらつきは更に悪化し、易転倒性著明となり、平成〇年〇月〇日同病院b科を受診したとされ、現在までの治療の内容等は、著明な四肢・体幹失調、構音障害を認め、体幹失調も著明で、押し車でどうにか歩行しており、頭MRIで小脳のびまん性萎縮が著明で、当該傷病の進行と診断され、経過観察のため通院中とされている。診療回数は月平均1回とされている。

資料②は、当時の診療録より記載したものとされた上で、傷病名は「心因反応、精神遅滞」、発病年月日は昭和〇年〇月〇日、傷病の原因又は誘因は不詳、発病から初診までの経過は、出生後から知能の発達が遅く、学業成績は下位で、特殊学級卒業後、仕事についても長続きせず、昭和〇年〇月〇日から、興奮、妄想、不眠が出現し、同月〇日当院初診し、同日入院となったとされ、初診年月日は昭和〇年〇月〇日、終診年月日は同年〇月〇日、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は、興奮、妄想、不眠が見られたが薬物療法、精神療法により次第におちつき、足が悪いとの訴えがあり、昭和〇年〇月〇日にe病院f科を受診して、診断は「両下肢痙性麻痺」、同月〇日に精密検査のために転院したとされてい

る。

資料③は、障害名を体幹機能障害、原因となった疾病・外傷名には当該傷病が記載され、疾病・外傷発生年月日は昭和〇年以前、参考となる経過・現症には、昭和〇年以前に脊髄小脳変性症と診断されており、徐々に失調症状増悪し、歩行障害を認めるとされている。

資料④は、〇〇市が昭和〇年〇月〇日に交付したものであり、その障害名は脊髄小脳変性症による平衡機能障害とされている。

資料⑤は、〇〇市が平成〇年〇月〇日に再交付したもので、障害名は、「肢体不自由 脊髄小脳変性症による体幹機能障害 再認定予定」とされている。

資料⑥及び資料⑦は、昭和〇年〇月〇日及び同月〇日付「御返事」と題する書面であり、いずれも、診断を「両下肢痙性麻痺」とされ、請求人は、昭和〇年〇月〇日及び同月〇日当時において、両下肢痙性麻痺歩行を呈し、下肢膝反射の亢進を認めたが、知覚障害はなく、X線写真では胸椎、腰椎に特記すべき所見はないとされている。

資料⑧は、平成〇年〇月〇日作成の画像診断報告書であり、小脳萎縮を認め、延髄にも軽度萎縮がみられるとされている。

以上の各資料によれば、請求人は、小学生ないしは中学生の頃からふらつきがみられ、歩行時の不安定さが悪化していたが、昭和〇年〇月〇日に興奮、妄想、不眠があり、c病院を受診し、「心因反応、精神遅滞」と診断され、薬物療法、精神療法により次第に落ち着いたが、足が悪いと訴えて、同年〇月〇日にe病院f科を受診し、知覚障害は認められず、両膝蓋腱反射亢進、両下肢痙性麻痺歩行があり、「両下肢痙性麻痺」と診断され、a病院h科を受診し、当該傷病と診断されている。昭和〇年〇月〇日には「脊髄小脳変性症による平衡機能障害」を障害名とする身体障害者手帳を交付されていることが認められる。

そうすると、請求人は、小学生ないしは中学生の頃からふらつき、歩行の不安定さなどの症状がみられていたが、昭和〇年〇月〇日に、c病院を受診し、その際に足が悪いと訴え、同年〇月〇日にe病院f科を受診し、当該傷病の主症状(小脳性運動失調、脊髄障害による体幹失調、腱反射亢進と痙性麻痺など)の1つである「両下肢痙性麻痺」と診断され、同年にa病院で当該傷病と診断されている。以上のような臨床経過からみると、本件初診日は、当該傷病の主症状の1つである「両下肢痙性麻痺」と診断されたe病院f科を受診した昭和〇年〇月〇日と認めるのが相当である。請求人は、初診日は昭和〇年〇月〇日であると主張し、友人らの申立書を提出しているが、その内容は初診日に関するものではなく、請求人の主張を認めることはできない。

- 3 本件初診日を昭和〇年〇月〇日とした上で、請求人に係る被保険者記録照会回答票(資格画面)に照らして、国年被保険者資格要件ならびに保険料納付要件をみると、同日において、請求人はそれらの要件を満たしていない。
- 4 そうすると、本件障害の状態について検討するまでもなく、本件裁定請求を却下するとした原処分は、結論において相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。